

3月21日(春分の日)のごみ収集日を変更します

	対象地区	変更後		対象地区	変更後
本	燃やせるごみ		有	燃やせないごみ	
	水曜日に収集予定の地区	3月22日(※)		須子、赤崎	3月22日(※)
	燃やせないごみ			資源物	
渡	牛の首、中村、茂木根村、城下	3月26日(※)	新	下津江、横峰	3月23日(※)
	資源物			燃やせないごみ	
	東浜、西浜、浜津、馬場、浜崎、亀場町(通山、宇土、春登、後堀、開場、友尻)、杵宇土町	3月29日(※)		馬場下、渡ノ浦、平、棒の鶴、馬場上、切越の一部(団地前)、宮地浦の一部(浦元宅前)、中田、碓石、大宮地	3月28日(※)
牛	燃やせないごみ		五	燃やせないごみ	
	中の浦、大の浦、山の浦、内の原、浅海、魚貫一区、魚貫二区、浦越、池田、福津、亀浦、早浦、四名田、向辺田	3月22日(※)		西地区(二江、手野、城河原)	3月22日(※)
	資源物			資源物	
深	中の浦、大の浦、山の浦、内の原、浅海、下平、船津、東多々良、中浦	3月22日(※)	和	西地区(二江、手野、城河原)	3月22日(※)

※その他の地区は、「家庭ごみ・資源物出し方カレンダー」をご確認ください。

問本庁・環境施設課(旧農政局事務所内) ☎327861

ごみ処理は許可を受けた業者に依頼を!

店舗や会社などの事業所から出たごみ(産業廃棄物を除く)、家庭から出たごみの処理を依頼するときは、市が許可した下表の業者に依頼してください。

※料金などの詳細は業者にお尋ねください。

◆収集運搬をする業者(※50音順)

許可業者名	所在地	電話番号	許可業者名	所在地	電話番号
(有)天草エコ・クリーン	御所浦町御所浦	673925	(株)成和開発	宮地岳町	280558
(有)天草環境開発	太田町	225748	(株)大栄クリーン工業	五和町城河原	340489
(有)環境社	佐伊津町	236104	中村商店	楠浦町	233659
(有)木村建材	有明町小島子	520331	八光海運(株)熊本支店	上天草市大矢野町登立	096466000
(有)熊本クリーン開発	下浦町	224162	(有)森繁産業	牛深町	734737
光琳産業(有)	牛深町	72723	山寿産業	天草町高浜南	420020
(有)下田クリーン産業	天草町高浜北	423123	吉田産業(株)本渡支店	杵宇土町	231838
(有)新和清掃	新和町小宮地	463063	(有)力丸産業運輸	有明町大浦	544112

◆処分をする業者(※50音順)

許可業者名	所在地	電話番号	ごみの種類
天草緑化(株)	五和町城河原	340954	木くず
(有)井上産業	魚貫町	728101	木くず、金属くず、廃プラ
(有)木村建材	有明町小島子	520331	がれき類、コンクリートくず、レンガ、瓦、がれき類に付着した金属くず
光琳産業(有)	牛深町	72723	発泡スチロール
(有)下田クリーン産業	天草町高浜北	423123	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、がれき類に付着した金属くず
(株)成和開発	宮地岳町	280558	金属、廃プラ、石膏ボード、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、がれき類に付着した金属くず
	天草町高浜南		木くず、紙くず、繊維くず、廃プラ
(有)森繁産業	牛深町	734737	木くず、紙くず、繊維くず、粗大ごみ、家電製品類

※ごみは自ら持ち込むか、収集運搬をする許可業者に依頼してください。

問本庁・環境施設課(旧農政局事務所内) ☎327861

健診を受けて 医療費抑制の取り組みを

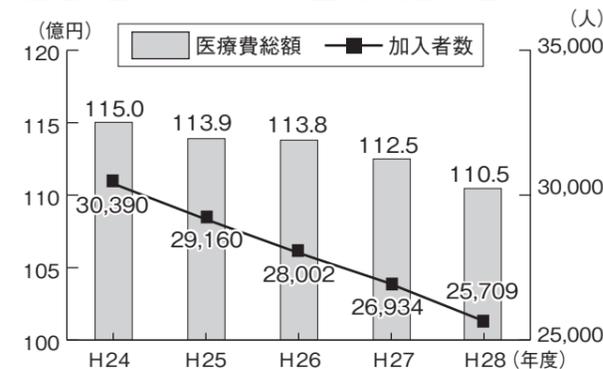
病気やけがをしたとき、安心して治療を受けられるために国民健康保険(国保)などの公的医療保険制度があります。天草市の国保では、1人当たりの医療費が、県平均を上回り年々伸び続けています。病気が重症化する前に、早期発見・治療を行えば、体や医療費の負担が少なくて済みます。まずは特定健診を受診し、自分の体の状態を把握しましょう。

減少する加入者、伸び続ける医療費

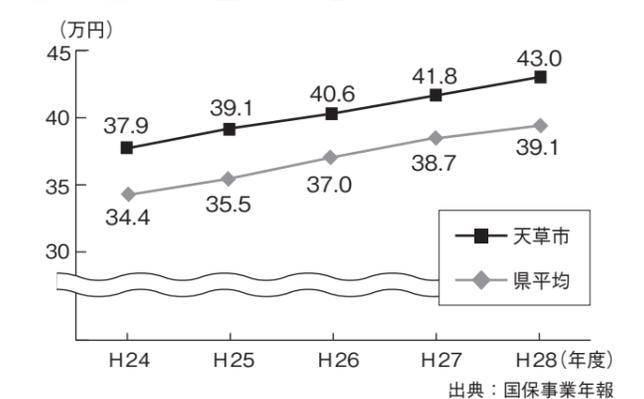
人口の減少とともに国保加入者数も減少しています。さらに加入者の高齢化や医療の高度化などにより、1人当たりの医療費は年々伸び続けています。

医療費がこのまま伸び続けていくと財政運営が厳しくなり、結果、加入者の皆さんが負担する国保税を上げなければなりません。

◆加入者数(年間平均)と医療費総額の推移



◆1人当たりの医療費の推移



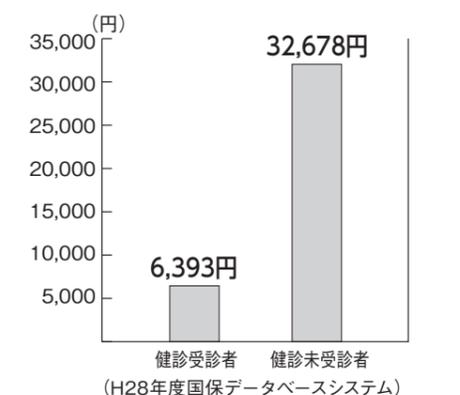
国保税を上げないためには医療費の伸びを抑える ⇒ そのためには…

まずは、特定健診を受けましょう。

特定健診は、40歳以上の加入者を対象とした生活習慣病の予防・早期発見を目的とした健診です。健診を受診している人ほど医療費が低い傾向にあります。糖尿病などの生活習慣病は自覚症状がないまま進行します。健診で自分の体の状態を知り、病気が重症化する前に、早期受診し、健康管理に努めることが大切です。健康のためにも、家計のためにも、年に一度は必ず特定健診を受けましょう。

また、ジェネリック医薬品の利用や、同じ病気で複数の医療機関を受診するのを控えることも医療費を抑えることにつながります。

◆特定健診受診の有無と生活習慣病治療の医療費(月平均)



問本庁・国保年金課